

第三次千葉県地域福祉支援計画の中間見直しについて

1 見直しの趣旨

- 第三次千葉県地域福祉支援計画（以下「計画」という。）は、社会福祉法第108条に規定された法定計画であり、平成27年3月に6か年計画として策定したところです。
- 計画では、計画の中間点である平成29年度を目途に、必要に応じて個別施策の見直しを図るとしています。
- 一方、平成29年に社会福祉法の一部が改正され、都道府県地域福祉支援計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が規定されました。（平成30年4月1日施行）
- この改正を踏まえて、国では、平成29年12月に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知し、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを改定したところです。
- このような地域福祉を取り巻く環境の変化や、平成27年の策定から3年が経過したことによる計画の進捗状況等を踏まえ、平成30年度中に計画の中間見直しを行います。

2 近年の地域福祉関連施策の動向

- 地域包括ケアシステムの構築を目指す取り組みが本格的に開始。医療介護総合確保推進法により、介護保険法、医療法等の関係法令の改正が順次施行。
- 平成27年4月、生活困窮者自立支援法施行。平成30年10月、改正により自立支援を強化。
- 平成28年5月、成年後見制度利用促進法施行。
- 平成30年4月、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進などを新たに規定した改正社会福祉法施行。
- 平成29年10月、改正後の住宅セーフティネット法の施行。

【参考】社会福祉法の改正趣旨

平成 29 年 12 月 12 日「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」より

第 4 条 1 項、2 項関係

支え手側と受け手側にわかれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があることから、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」について「与えられる」ものではなく、「確保される」べきものとして規定を改めている。

地域住民等（地域住民、事業者、福祉活動を行う者）は本人のみならず、その者が属する世帯全体に着目し、福祉、介護、保健医療に限らない、地域生活課題を把握するとともに、地域生活課題の解決に資する関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉の推進の理念を明確化している。

第 5 条関係

福祉サービスを提供するにあたっては、利用者の意向を十分に尊重し、総合的に提供することができるよう努めることとされているが、その際、それ自体は福祉サービスに当たらない地域福祉の推進に係る取組との連携にも配慮すべきである旨を明らかにした。

第 6 条 2 項、第 106 条の 3 関係

地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定。

第 106 条の 2 関係

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談支援を担う事業者が、相談等を通じて、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、適切な支援関係機関につなぐことを、各相談支援を担う事業者の努力義務とした。

第 106 条の 3 関係

「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務とした。

第 107、108 条関係

市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実について定めている。

計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけている。

また、定期的に調査、分析及び評価の実施を行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

3 中間見直しの基本的な考え方

- (1) 国において改定された都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインを可能な限り踏まえるとともに、これまでの事業の進捗状況や、平成30年3月時点での中間目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを図ります。
- (2) 関連計画の改定等（高齢者保健福祉計画及び千葉県障害者計画の改定や、子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直し等）について必要に応じて反映し、関連計画との連携・整合を図ります。

【参考】都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン（抜粋）

■都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥ その他

※下線部分は社会福祉法の改正により追加された記載事項

(出典) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29年12月12日付け
厚生労働省通知）

第3次千葉県地域福祉支援計画 中間見直しスケジュール

| | |
|-------|--|
| 平成30年 | |
| 3月 | <p>○ 平成29年度地域福祉支援計画策定・推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次計画の進捗状況報告 ・中間見直しの基本的な考え方や今後のスケジュールを提示 ・関係計画(高齢・障害・児童)の改定に関する報告 |
| 4月 | <p>中間見直し(素案)の検討</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施策・事業・指標など、見直しの方向性について検討 ② 市町村・有識者等へのヒアリング ③ 計画策定・推進協議会委員への個別意見聴取 ④ 中間見直し(素案)の作成(10月まで) |
| 5月 | |
| 6月 | |
| 7月 | |
| 8月 | |
| 9月 | <p>○ 9/7 千葉県社会福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間見直しの状況を報告 |
| 10月 | <p>○ 平成30年度第1回地域福祉支援計画策定・推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間見直し(素案)の提示 <p>中間見直し案(試案)の検討</p> |
| 11月 | <p>○ 住民・団体が主催する会議等での意見交換</p> |
| 12月 | |
| 平成31年 | |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間見直し(試案)の提示 ○ 協議会委員・社会福祉審議会委員への意見照会 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○ パブリックコメント ○ 市町村、社協等への意見照会 |
| 3月 | <p>○ 平成30年度第2回地域福祉支援計画策定・推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間見直し(案)の提示 <p>計画の変更</p> |